

保護者様
生徒のみなさん

京都市立松尾中学校
校長 林 秀雄
生徒指導部

防寒着の着用について

晩秋の候、日頃は本校教育のため格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、寒さも、一段と厳しくなっていく時期がやってまいりました。今年も防寒着の着用時期がきております。服装がルーズにならないようにご家庭においても以下の「着用規定」について、ご協力よろしくお願い致します。

< 期 間 > 11月1日(月)～ 3月末 まで

《着用規定》

- ・防寒着着用は登下校時のみ。
- ・防寒着として、ウィンドブレーカー・ダウンジャケット・コート・手袋・ニット帽・マフラー・ネックウォーマーなどを着用することができます。
- ・蛍光色(派手な色、絵や柄)・革ジャンパー(革の製品)などは、認めていません。
- ・防寒着はブレザーの上に着用すること。
(パーカーを制服の下に着るなどの着崩しをしない)
- ・肌色ストッキングに加え、タイツ(黒)の着用は認めています。防寒が目的ですので、ファッションを目的とした柄・模様が入っているもの、またレギンス・トレンカは着用できません。(ニーハイソックスは禁止です)
- ・ひざかけ等の使用は認めていません。また、校内での防寒着の着用も認めていません。朝学活時に自分の荷物にしまい、終学活後に着用して下校するようにしてください。

※スカートの丈が膝頭より短くなっている人は、これを機に本来の丈でスカートを着用してください。